# 第4回委員会終了後修正案についての御意見

(令和6年5月2日時点)

# 調布市聴覚障害者協会

### ■手話言語条例について

第8条(手話の普及啓発)のところで、「教育を推進する」とありましたが、「手話に関する理解を深めるための教育」は必要と思われます。

ここでは、「手話に関する理解を深めるための教育を含め、機会の充実に努めるものとする」と語句を追記するのは如何でしょうか。

#### ■意思疎通支援条例について

①意思疎通支援条例に関して、「情報の取得と利用」についてもう少し強調された方が良いように思われました。ご存じの通り、「障害者の情報の取得と利用並びに意思疎通促進に関わる法律」があり、その中では、意思疎通だけでなく、「情報の取得と利用」に関する内容が盛り込まれていると認識しています。文京区では、障害の持たない人の得る情報を同一時点で同一の内容を提供しなければならないと条文に明記されているようです。調布の条文案では、前文、あるいは第1条の目的等、いずれかのところに「情報の取得と利用」に関する語句を追記頂けませんでしょうか。意思疎通手段も情報の取得と利用の手段と並べるわけです。この「情報の取得と利用」に関しましては、他の障がい者の方々もご理解いただける内容と思われますので、可能であればご検討下されば幸甚に存じます。

#### ※(ご参考) 文京区

https://www.city.bunkyo.lg.jp/var/rev0/0299/9521/202432210251.pdf
②最近「聴覚情報処理障害 APD」等. 従来の身体障害者福祉法等の範疇には定義されない

②最近「聴覚情報処理障害 APD」等,従来の身体障害者福祉法等の範疇には定義されない障害名が取り上げられるようになってきています。こういった障害の方々も含める場合,条例の前文に「視覚,聴覚,盲ろう,音声機能,言語機能,失語,重度の肢体不自由,知的,精神,発達,高次脳機能などの障害や難病等の有無に関わらず,~」のくだりに含まれるのでしょうか?条例に記載されている障害以外の障害も今後でる可能性もありますので、ここでは「視覚,聴覚,盲ろう、音声機能,言語機能,失語,重度の肢体不自由,知的,精神,発達、高次脳機能他、あらゆる障害や難病等の有無に関わらず、~」と少し修正、追記するのは如何でしょうか。(「あらゆる」を追加する)

③第2条の定義の(2)について、前の案「手話」から、今回は「手話通訳」と表記されていますが、「手話」は、聴覚障がい者の中には、「コミュニケーション手段」とみる向きもあります。(一部略)ここでは、「(2)意思疎通手段 手話、手話通訳、要約筆記、筆談、代筆・代読~」と「手話」も入れたらどうかと思いますが、如何でしょうか。「要約筆記」「筆談」と両方入っていますので、「手話」「手話通訳」と両方併記した方が無難かと思われます。

## 調布市登録手話通訳者の会

手話言語条例に関しましては、とても素晴らしい内容になったと思っております。 登通会といたしましては第 10 条, 12 条を加えていただけたことは特にうれしくおもいます。

とても小さなことですが、第 10 条 2 の「…手話通訳者及びその指導者の養成および確保、資質の向上、健康の維持、処遇の改善並びに普及及び啓発のために…」という部分の「資質」という言葉ですが、資質というのは持って生まれた天性のようなもので、努力で向上するものではないと辞書にあります。ここで言いたいのは「手話通訳の質の向上」だと思うのですが、主語が通訳ではなく、通訳者ですので、「資質」にしても、人を入れ替えないといけないような印象になります。「手話通訳者の…」に続くのであれば「技術の向上」あるいは「スキルの向上」などにしていただく方がよろしいかと思います。